

電波監理審議会（第1009回）議事要旨

1 日 時

平成26年9月10日（水）15:07～17:25

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、安藤情報流通行政局長、渡辺大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について

（諮問第28号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

（諮問第29号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することは適当との答申をした。

【内容】

ア 地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムの周波数（2,575MHzを超え2,595MHz以下）の有効利用を図るため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正するもの。

イ 地域BWAシステムの周波数の有効利用を図るため、周波数割当計画の一部を変更するもの。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

（諮問第30号）

(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

（諮問第31号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することは適当との答申をした。

【内容】

ア 第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）の技術的条件についての情報通信審議会からの答申（平成25年7月24日）を踏まえ、3.5GHz帯（3.4GHzから3.6GHzまでの周波数）へのLTE-Advancedの導入に必要な規定の整備を行うもの。

イ 3.5GHz帯へのLTE-Advancedの導入を可能とするため、3,456MHzから3,600MHzまでの周波数に分配されている移動業務を携帯無線通信用とする等の周波数割当計画の一部変更を行うもの。

(5) 第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針の制定について

(諮問第32号)

審議の結果、諮問のとおり制定することは適当との答申をした。

【内容】

3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数割当てを行うため、開設指針を制定するもの。

(6) 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について

(諮問第33号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

V-Lowマルチメディア放送の高音質化等への対応に必要な技術基準を追加するため、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正するもの。

(7) その他

平成25年度民間放送事業者の収支状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)